

平成 29 年刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果等

第 1 平成 29 年刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果

1 調査対象

平成 29 年刑法改正後の規定を適用した事件の状況等を把握するため、以下の事件について各地方検察庁に対し報告を求め、そのうち、平成 29 年 7 月 13 日から令和元年 12 月 31 日までに報告があった事件について調査を実施した。

- 刑法 177 条（強制性交等罪）、178 条 2 項（準強制性交等罪）又は 181 条 2 項（強制性交等致死傷罪及び準強制性交等致死傷罪に限る。）を適用した事件で、公訴事実において、肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする事件（注）
- 刑法 177 条（強制性交等罪）、178 条 2 項（準強制性交等罪）又は 181 条 2 項（強制性交等致死傷罪及び準強制性交等致死傷罪に限る。）を適用した事件で、被害者が男性である事件
- 刑法 179 条（監護者わいせつ罪、監護者性交等罪）又は 181 条（監護者わいせつ致死傷罪及び監護者性交等致死傷罪に限る。）を適用した事件

（注）受理時又は処理時のいずれかのみにおいて適用した事件を含み、移送処分又は中止処分としたものを除く。また、各罪の未遂罪を含む。

2 調査結果

(1) 肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交を実行行為とする事件

平成 29 年改正前の強姦罪の対象となる行為は、女性に対する性交のみとされていたところ、改正により、強制性交等罪及び準強制性交等罪の対象行為として肛門性交及び口腔性交が加わったことから、これらの行為を対象とする強制性交等罪及び準強制性交等罪（未遂罪及び致死傷罪を含む。）の適用状況等を調査した。

- 公訴事実において、肛門性交のみ、口腔性交のみ、肛門性交及び口腔性交のみを実行行為として起訴され、一審判決が言い渡された事件の起訴人員及びその件数は、1-1 表のとおりである。

1-1 表 強制性交等罪（準強制性交等罪を含む。各罪の未遂罪及び致死傷罪を含む。）で、公訴事実において、肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
肛門性交のみ、口腔性交のみ、 肛門性交及び口腔性交のみ	116名	123件

- これらのうち、実行行為が肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交のみである事件のそれぞれについて、罪名・態様別の裁判結果は、1-2 表のとおりである。

1-2表 1-1表の起訴人員の罪名・態様別人員及び裁判結果

罪名	起訴	態様		有罪	無罪
強制性交等	95名	肛門性交	4名	4名	0名
		口腔性交	91名	91名	0名
準強制性交等	12名	肛門性交	0名	0名	0名
		口腔性交	12名	12名	0名
強制性交等致死傷, 準強制性交等致死傷	9名	肛門性交	0名	0名	0名
		口腔性交	9名	8名	1名
合計	116名	肛門性交	4名	4名	0名
		口腔性交	112名	111名	1名

(注1) 公訴事実において、肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする事件の報告はなかった。
(注2) 裁判結果は一審判決であり、上訴中のものを含む。

- また、これらについて、有罪判決の罪名別量刑分布を示したものが1-3表である。なお、参考として、最高裁判所から提供を受けた、実行行為が性交であるものを含む強制性交等罪及び準強制性交等罪の量刑分布を付記する。

1-3表 1-1表の起訴人員の罪名別量刑分布

罪名	判決種別	刑期										
		1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上
強制性交等	実刑	0名	2名	7名	19名	23名	10名	6名	3名	6名	4名	1名
	全部執行猶予	0名	0名	15名								
準強制性交等	実刑	0名	0名	3名	2名	3名	1名	0名	0名	0名	0名	0名
	全部執行猶予	0名	0名	3名								
強制性交等致死傷, 準強制性交等致死傷	実刑	0名	0名	0名	0名	2名	2名	1名	0名	1名	1名	0名
	全部執行猶予	0名	0名	1名								

(注) 上記罪名の事実のほか、併合罪がある判決も含む。不定期刑の判決は下限の刑期を計上。

(参考)最高裁判所提供統計による量刑分布

罪名	判決種別	刑期										
		1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	15年以下	20年以下	25年以下	30年以下	無期懲役
強制性交等 準強制性交等	実刑	0名	1名	32名	161名	79名	34名	8名	1名	0名	0名	0名
	全部執行猶予	0名	0名	78名								
強制性交等致死傷, 準強制性交等致死傷	実刑	0名	0名	4名	10名	21名	17名	8名	1名	1名	0名	0名
	全部執行猶予	0名	0名	5名								

(注)最高裁統計の集計方法は以下のとおりであり、必ずしも本調査とは一致しておらず、人員数についても必ずしも一致することとなるものではない。

- 平成29年7月13日から令和元年12月31日までの間に地方裁判所で終局した刑事通常第一審事件を計上している。
- 実人員である。なお、実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものをいう。
- 罪名は処断罪である。
- 不定期刑の言渡しのあったものについては、長期によって計上した。
- 強制性交等致死傷、準強制性交等致死傷罪の実刑・刑期3年以下の4名には一部執行猶予の人員1名を含む。

(2) 男性を被害者とする事件

強制性交等罪及び準強制性交等罪においては、男性を被害者とする性交、肛門性交及び口腔性交も対象行為とされたことから、これらの行為を対象とする強制性交等罪及び準強制性交等罪（未遂罪及び致死傷罪を含む。）の適用状況等を調査した。

- 公訴事実において、男性を被害者として起訴し、一審判決が言い渡された事件の起訴人員及びその件数は、2-1表のとおりである。

2-1表 1-1表の罪名のうち、被害者が男性である事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
性交、肛門性交又は口腔性交	28名	29件

○ これらについて、罪名・態様別の裁判結果は、2-2表のとおりである。

2-2表 2-1表の起訴人員の罪名・態様別人員及び裁判結果

罪名	起訴	態様		有罪	無罪
強制性交等	22名	性交	1名	22名	0名
		肛門性交	1名		
		口腔性交	20名		
準強制性交等	7名	性交	0名	7名	0名
		肛門性交	0名		
		口腔性交	7名		
強制性交等致死傷, 準強制性交等致死傷	0名	性交	0名	0名	0名
		肛門性交	0名		
		口腔性交	0名		
合計	29名	性交	1名	29名	0名
		肛門性交	1名		
		口腔性交	27名		

(注1)異なる態様の事実を併合罪として起訴している被告人については、各態様欄でそれぞれ1名として計上しているため、合計数は2-1表の人員数と一致しない。

(注2)1-2表の(注2)に同じ。

(3) 監護者わいせつ罪、監護者性交等罪

平成29年改正により、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力に乗じてわいせつな行為又は性交等をした者をそれぞれ対象とする監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設されたことから、これらの罪（未遂罪及び致死傷罪を含む。）の適用状況等を調査した。

○ 起訴人員及びその件数については、3-1表のとおりである。

3-1表 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪(各罪の未遂罪及び致死傷罪を含む。)の起訴人員・件数

罪名	人員	件数
監護者わいせつ	60名	69件
監護者性交等	104名	120件

- 罪名別の起訴人員及び不起訴人員等の処理状況については、3-2表のとおりである。

3-2表 3-1表の罪名の事件の処理状況

罪名	処理区分				
	起訴			不起訴	
監護者わいせつ	60名			43名	
	裁判結果	有罪	49名	起訴猶予	19名
		無罪	2名	嫌疑不十分	24名
監護者性交等	104名			29名	
	裁判結果	有罪	85名	起訴猶予	13名
		無罪	3名	嫌疑不十分	16名
監護者わいせつ 致死傷	0名			0名	
	裁判結果	有罪	0名	起訴猶予	0名
		無罪	0名	嫌疑不十分	0名
監護者性交等 致死傷	0名			0名	
	裁判結果	有罪	0名	起訴猶予	0名
		無罪	0名	嫌疑不十分	0名
合計	164名			72名	
	裁判結果	有罪	134名	起訴猶予	32名
		無罪	5名	嫌疑不十分	40名

(注1)「起訴」の数は、追起訴がある場合は本起訴とあわせて1名として計上。

現在公判係属中のもも含まれることから、判決結果(有罪・無罪)の数とは一致しない。

(注2)1-2表の(注2)に同じ。

(注3)「無罪」は、いずれも、罪名欄記載の罪名で公判請求され、同罪について無罪となったもの(他の罪名で有罪となったものを含む。)をいう。

○ 罪名・処理区分別の被害者の年齢については、3-3表のとおりである。

3-3表 3-1表の罪名の事件の被害者の年齢

罪名		年齢					
		13歳未満	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
起訴	監護者わいせつ	2名	14名	13名	15名	8名	9名
	監護者性交等	2名	15名	26名	24名	25名	14名
	監護者わいせつ 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	監護者性交等 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	合計	4名	30名	38名	39名	33名	23名
不起訴	監護者わいせつ	6名	7名	12名	7名	8名	3名
	監護者性交等	2名	9名	5名	2名	6名	5名
	監護者わいせつ 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	監護者性交等 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	合計	8名	16名	17名	9名	14名	8名

(注1) 数値は、被害者の人数を計上(同一被告人からの被害事実が複数あっても1名として計上。但し、同一被害者に係る事実の処分が起訴・不起訴両方ある場合はそれぞれ1名として計上。)
(注2) 犯行日が具体的に特定されなかったために被害者の年齢が特定されなかった場合や被害が複数にわたっており、被害当時の年齢が事実毎に異なる場合はそのうち最も若い年齢として計上。

○ 被害者から見た被疑者・被告人の立場については、3-4表のとおりである。

3-4表 3-1表の罪名の事件の被害者から見た被疑者・被告人の立場

罪名		立場					
		実親	養親	親の配偶者	親と内縁関係にある者	その他の親族	その他
起訴	監護者わいせつ	22名	24名	6名	8名	1名	0名
	監護者性交等	34名	44名	11名	15名	1名	1名
	監護者わいせつ 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	監護者性交等 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	合計	56名	68名	17名	23名	2名	1名
不起訴	監護者わいせつ	18名	15名	4名	5名	0名	1名
	監護者性交等	9名	8名	5名	7名	0名	0名
	監護者わいせつ 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	監護者性交等 致死傷	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	合計	27名	23名	9名	12名	0名	1名

(注1) 3-3表の(注1)に同じ。
(注2) 「その他の親族」の内訳…祖父(監護者わいせつ), おじ(監護者性交等)
(注3) 「その他」の内訳…親の交際相手

- 起訴された事案について、有罪判決が確定したものについての量刑分布は、3-5表のとおりである。

3-5表 3-1表の起訴人員の量刑分布

罪名	判決種別	刑期										
		1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上
監護者わいせつ	実刑	1名	11名	5名	3名	1名	4名	1名	0名	1名	0名	1名
	全部執行猶予	0名	5名	16名								
監護者性交等	実刑	0名	0名	1名	7名	21名	31名	15名	2名	5名	1名	2名
	全部執行猶予	0名	0名	0名								
監護者わいせつ致傷, 監護者性交等致傷	実刑	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	全部執行猶予	0名	0名	0名								

(注1) 罪名欄記載の罪名のうち、2つ以上の罪名で受理した事件は、それぞれの罪名で1名として計上。

(注2) 1-3表の(注)に同じ。

(注3) 実刑人員数について、一部執行猶予付を含む。

- 調査過程における各地方検察庁からの報告を通じ、公判で被告人が「現に監護する者」に当たるか否かを争った事案の判決に接した。

当該判決においては、刑法179条の「現に監護する者」に当たるといえるためには、「現にその者の生活全般にわたって、衣食住などの経済的な観点や生活上の指導・監督などの精神的な観点から、依存・被依存ないし保護・非保護の関係が認められ、かつ、その関係に継続性が認められることが必要であると解される」と指摘されていた。

その上で、同判決は、「被告人はAらと同居して生計を共にしており、被告人方の家計は主として被告人の収入によって賄われていたのであるから、被告人は、家計のやりくりや家事を主に行っていたAの母とともに、衣食住などの経済的な観点においてAを保護していたものであり、Aとしても一定のアルバイト収入や貯金があったとはいえ経済的に独立しておらず、このような被告人及びAの母による経済面での保護に依存しながら生活していたと認められる。また、被告人は、Aと養子縁組をただけでなく、本件当時までAと2年近くも一緒に生活し、授業参観や進路相談といったAの学校行事に関与したり、Aに問題と思われる点があればAに注意を加えたりしていたのであり、その家庭内での生活ぶりを踏まえると、被告人は、Aとの間で、通常の親子関係と同視し得る程度の実質的なかわりを持っていた」、「こうした被告人とAとの関係は、(中略)本件当時はその後も同様の関係が継続される予定であった」として、被告人が「現に監護する者」に該当すると判示した。

- 無罪判決が言い渡されたものは4件(監護者わいせつ罪を含む事実が起訴されているものが2件、監護者性交等罪を含む事実が起訴されているものが3件(注))であり、いずれも被害者供述の信用性に疑義があるとして、公訴事実記載のわいせつ行為、性交等行為は認められないとされた。

(注) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪双方の事実で起訴されているものが1件ある。

第2 非親告罪化された罪の不起訴理由に関する統計

平成29年改正により、親告罪から非親告罪に改められた強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪、強姦罪（強制性交等罪）及び準強姦罪（準強制性交等罪）について、平成26年から平成30年までの間に不起訴処分とした事件の不起訴理由別の件数統計は、4-1表及び4-2表のとおりである。

4-1表 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪の年次別起訴人員・不起訴人員

年次	起訴人員	不起訴人員(不起訴に占める割合)				合計
		起訴猶予	嫌疑不十分	親告罪の告訴の欠如・無効・取消し	その他	
H26	1325名	129名 (8.02%)	420名 (26.10%)	980名 (60.91%)	80名 (4.97%)	1609名
H27	1281名	115名 (6.62%)	412名 (23.73%)	1056名 (60.83%)	153名 (8.81%)	1736名
H28	1191名	164名 (8.76%)	461名 (24.61%)	1132名 (60.44%)	116名 (6.19%)	1873名
H29	1197名	664名 (32.55%)	690名 (33.82%)	552名 (27.06%)	134名 (6.57%)	2040名
H30	1143名	1155名 (49.46%)	902名 (38.63%)	1名 (0.04%)	277名 (11.86%)	2335名

(注1) 数値は検察統計年報による(第1の調査と異なり、より重い罪の併合罪がある場合は人員数に計上されない。)
(注2) 平成29年刑法一部改正法施行(平成29年7月13日)後は、同法施行前の行為についても原則として非親告罪として取り扱うこととされている。
(注3) 事件の処理が既済となった時の被疑者の罪名により調査したものである。
(注4) 「不起訴に占める割合」は、「(不起訴理由別の人員) / (不起訴の合計人員) × 100」の計算式で得た百分比(小数点以下2桁まで表示)。
(注5) 「親告罪の告訴の欠如・無効・取消し」とは、親告罪又は告発若しくは請求を待って論ずべき罪について、告訴、告発又は請求がなかったとき、無効であったとき、又は取り消されたときにする処分をいう。
(注6) 「その他」には、罪とならず、嫌疑なし、刑事未成年、時効完成等が含まれる。

4-2表 強制性交等罪及び準強制性交等罪(平成29年刑法一部改正前の強姦罪及び準強姦罪も含む)の年次別起訴人員・不起訴人員(注2, 3)

年次	起訴人員	不起訴人員(不起訴に占める割合)				合計
		起訴猶予	嫌疑不十分	親告罪の告訴の欠如・無効・取消し	その他	
H26	323名	9名 (1.83%)	183名 (37.27%)	205名 (41.75%)	94名 (19.14%)	491名
H27	323名	12名 (1.88%)	255名 (39.91%)	253名 (39.59%)	119名 (18.62%)	639名
H28	277名	12名 (2.46%)	222名 (45.49%)	214名 (43.85%)	40名 (8.20%)	488名
H29	261名	74名 (13.99%)	323名 (61.06%)	105名 (19.85%)	27名 (5.10%)	529名
H30	372名	186名 (29.62%)	424名 (67.52%)	1名 (0.16%)	17名 (2.71%)	628名

(注) 4-1表の(注1)から(注6)までに同じ。